

○鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例（抜粋）

（平成12年 3 月31日）
（ 条 例 第 1 号 ）

第 1 章 鈴鹿亀山地区広域連合が行う介護保険（第 1 条）

第 2 章 保険料（第 2 条—第12条）

第 3 章 介護保険運営委員会（第13条—第15条）

第 4 章 雑則（第16条）

第 5 章 罰則（第17条—第19条）

附則

第 3 章 介護保険運営委員会

（設置）

第13条 介護保険事業の運営に関する事項を調査審議するため、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（組織等）

第14条 運営委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

（1） 保健、福祉、医療等に関する専門的な知識又は経験を有する者

（2） 被保険者

（3） 前 2 号に掲げる者のほか、広域連合長が適当と認めた者

3 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で調査審議しなければならない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第15条 委員の任期は 3 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

○鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会規則

(令和2年6月17日)
(規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例（平成12年鈴鹿亀山地区広域連合条例第1号）第13条に規定する鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を鈴鹿亀山地区広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定等に関する事項
- (2) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置運営等に関する事項
- (3) 法第78条の2第7項、第115条の12第5項及び第115条の22第4項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定及び選定に関する事項
- (4) その他介護保険事業の円滑な実施に関する事項

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が不在の場合は、広域連合長が会議を招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則公開するものとする。ただし、会長は委員会に諮り、会議を非

公開とすることができる。

(策定部会)

第5条 委員会は、第2条第1号に掲げる事項を調査審議させるため、介護保険事業計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置くことができる。

2 策定部会は、会長が指名する委員会の委員14人以内をもって組織する。

3 策定部会に部会長を置き、委員会の会長をもって充てる。

(選定部会)

第6条 委員会は、第2条第2号又は第3号に掲げる事項を調査審議させるため、地域密着型サービス事業者等選定部会（以下「選定部会」という。）を置くことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、選定部会の組織について準用する。この場合において、前条第2項中「14人以内」とあるのは、「7人以内」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、広域連合長があらかじめ指名する関係機関職員を選定部会の委員として加えることができる。

(部会の会議)

第7条 策定部会の会議は、原則公開するものとし、選定部会の会議は、原則非公開とする。ただし、部会長は部会に諮り、これを非公開又は公開とすることができる。

2 第4条第1項から第3項までの規定は、部会の会議について準用する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、介護保険課に置く。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会設置要綱（平成21年鈴鹿亀山地区広域連合告示第9号）は、廃止する。

附 則（令和2年7月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。